

Title	ベルギー国立銀行制度改正に就いて
Author(s)	松岡, 孝兒
Citation	経済論叢 (1928), 27(3): 416-433
Issue Date	1928-09-01
URL	https://doi.org/10.14989/129668
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十二第

行發日一月九年三和昭

論叢

租稅組合論 法學博士 神戶正雄

海運に於ける運賃の最高限度 經濟學博士 小島昌太郎

ジムメル社會學概念批判 文學博士 米田庄太郎

時論

日支通商條約廢棄について 法學博士 末廣重雄

說苑

學と實踐 經濟學士 福井孝治

ベルギー國立銀行制度の改正 經濟學士 松岡孝兒

雜錄

普國に於ける小學校經費負擔の調節 經濟學士 中川與之助

勞働者家族所得保險について 經濟學士 近藤文二

獨逸國の臨時部會計 經濟學博士 沙見三郎

法令

農業倉庫獎勵規則

(葉轉載)

ベルギー國立銀行制度改正に就いて

松岡孝兒

一 序 言

歐洲戰後、永く世人の注目を惹いてゐた謂ゆる金本位制度への復歸と管理通貨維持との論争は、理論上はともかく、實際上に於いては、徐々に金本位制度への復歸の歩みを進めてゐたが、最近に於いてはベルギー・イタリアについてフランスも亦相ついで再び金本位を採用するに至り、更にはスペインも亦、そのベセタ安定に着手せんとしてゐる様子であつて、金本位制度への復歸の歩調は漸くその急なるを覺える。此の點に於いては、寔にリストが云つてゐるやうに、『唯一の重要なことは、金價値といふ國際的本位との關係を斷たないことである。國際的硬貨のみによつて認められることのできる共通本位に復歸するためには、紙幣に依つてつくつた貨幣國家主義といふものを終熄せしめることこそ、誠に必要なことである。』

ベルギーは一九二六年十月二十六日其の貨幣價値の安定を行つて、金本位制度に復歸した。ベルギーが如何にしてこの金本位制度に復歸したかは、今日我が國の實情に於いて、最も注目すべき事である。併し、こゝではその事を述べやうとするものではない。順序上その經過に就いて

1) Rist, Déflation eu protique, Paris 1924. p. 58-59.

は、單に極めてその大體を述べ、主としてその復歸の中心となつたベルギー國立銀行の内容を吟味して見たいと思ふ。

世界大戰によつて甚だしく下落したベルギーの貨幣價值を安定せしめるためにはまづ、その豫算の均衡が行はれ、その短期公債が整理せられ、その國庫問題も強制的に整理せられることを、必要とした。ベルギーは此等の條件の逐次的解決によつて、一九二六年十月二十六日遂に金本位制度へ復歸したのであるが、今、此の經過を更に具體的に述べると次のやうである。

一、主要なる外國發券銀行との協力、²⁾

二、英、米、和蘭、瑞西、瑞典の五金本位國に募集せる外債、³⁾

三、ベルギー政府貸付金の國立銀行への償還及び紙幣に對する強制通用の廢止、

四、貨幣價值安定率として、一フラン純金〇・〇四一八四瓦に於ける一七五フランを以て、一磅とすること、

五、五フランを以て一ベルガとする新貨幣ベルガの設定、

六、改正の實施を委任すべき國立銀行の改造、即ちそれである。

こゝに主として述べんとするところはものは、ベルギーの貨幣價值安定に於いて、最も主要な役割を演じてゐる、この最後のベルギー國立銀行の改造に關してである。

凡そ貨幣價值安定のためには、通常巨額の資金の準備を必要とするものであるが、その資金は、積極的に貨幣價值の下落を防ぐことを目的とする、外國爲替買入のためであらうと、又は消

2) 英、獨、澳、佛、和蘭、洪牙利、伊、日本、瑞典、瑞西、米の十一ヶ國

3) 紐育 (5000萬弗) 倫敦 (725萬磅) アムステルダム (125萬磅) 瑞西 (7200萬瑞西フラン) ストックホルム (600萬クラウン)

極的に市場に溢れた外國爲替を吸収するためであらうと、共に政府は自らこの作用を行ふことはできない。従つて近年貨幣價値の安定が行はれた殆んどすべての國に於いては、此の任務は發券銀行に委任されてゐる。

銀行と政府との間に於ける次の問題は、銀行と政府との間に於いて、其の信用を分離し、銀行は相當な金準備がないときは、政府の要求があつても紙幣を發行しないといふことである。

思ふに世界大戰前に於ける發券銀行の任務は、發券銀行たると同時に商業銀行であるといふ點にあつた。然るに開戦後交戦國に於ける任務は變り、本來の意味に於ける紙幣を發行するの任務は失はれ、専ら單なる紙幣製造者になつてしまつた。政府の信用と銀行の信用との混淆はこゝに始まる。

ベルギーも亦交戦國として、この大勢を免れることはできなかつた。ベルギーに於いては、ドイツ軍の撤退後ドイツのマルクも亦影をひそめてしまつたので、政府はこのマルクに代へるため、自ら政府紙幣を發行した。その結果、國立銀行の信用と政府の信用とが、ある程度全く混淆してしまつたのである。即ちこゝに於いて、まづ解決さるべき問題は、同銀行と政府との間に起つた信用の混淆を區別して舊の如くならしめ、國立銀行をして専ら紙幣發行の任に當らしめることである。換言すれば、國立銀行の政府に對する貸付金の償還が必要であつたのである。

尙ほベルギーに於いて、再び兌換を開始するに當つては、發券銀行たるベルギー國立銀行の制度の變更を必要とした。殊に同銀行はこの發券上の特權が、その滿期に達せんとしてゐたので、

4) E. Hantos, La monnaie, ses systèmes et ses phénomènes. Paris, 1927.
p. 201. et s.

まづこの點が更改されることを必要とした。

かくの如きベルギーに於ける諸問題に關して、以下主として、H. Fournier, *Réforme financière et monétaire en Belgique*. Paris. 1927.によつて、その要領を取扱ひ、貨幣價值安定の前後に於けるベルギー國立銀行制度の改正に就いて、その事情を明かにしたいと思ふ。順序として、まづベルギー國立銀行に對する政府貸付金の償還、次に同國立銀行のとつた新制度、更に以上の結果によつて同銀行の貸借對照表にあらはれた影響に就いて述べやう。

二 政府貸付金の償還

ベルギー國立銀行の政府貸付金の償還に關しては、まづこの貸付金の發生を述べ、順次その特性その償還方法、其他に及ばう。

ベルギーに於いてドイツ軍の敗退に本づく撤兵と共に、ドイツのマルクが回收されると、ベルギー政府は經費支辨其他に充てるため、國立銀行から五十二億フランの貸付金を借入れなければならなかつた。そしてこの貸付金の擔保として同銀行に提供されたものは、無利子大藏省證券であつた。またドイツの當局によつて、ベルギー諸州に賦課せられた戰時所得税はベルギー政府によつて再び採用されたが、そのために政府は更に國立銀行に對し、四億八千萬フランの貸付金を借入れることを必要とした。この協定に於いては、貸付金に對する利率は最初三分であつたが、一九二二年に一分五厘に減せられた、このほか一九二六年の上半期に於いて、大藏省證券償還の

輻輳したときに當り、更に政府は國立銀行に對し、十五億フランの貸付金を要求せざるを得ざるに至つた。

結局總計に於いて、國立銀行の政府貸付金は、一九二六年十月二十四日に於いて、六十七億五百萬フランに達したのであるが、その内譯は次の如くである。⁵⁾

(單位百萬フラン)

各州聯合公債……………四八〇

ドイツ貨幣回収に基づいて生じたる貸付金……………五、二〇〇

一九二五年五月十九日新貸付金……………一、〇二五⁶⁾

次に同銀行の政府に對する貸付金の特性に就いて見るに、元來銀行の政府に對する貸付金なるものは、銀行が政府の必要に應じて印刷交附するところの紙幣である。従つてその負擔するところの唯一の費用なるものは、印刷費に過ぎない。ベルギーに於いて、國立銀行の政府に對する貸付金も、政府の經費支辨の爲めに、印刷された紙幣が印刷された大藏省證券に對して引渡されたものであつたが、その利子は無利子か又極めて低利であつた。

かくの如く述べてくると、政府に對する貸付金が減するといふこと、更にはまたそれが無くなるといふことは、極めて喜ばるべき現象である。併し實際には、單にこれに止まらず、更に進んで、國立銀行の信用と政府の信用とが明瞭に區別せられ、政府の必要に應じて自由に紙幣を印刷

5) H. Fournier, Réforme financière et monétaire en Belgique, Paris, 1927. p. 157.

6) 十五億フランのうち實際に受取つたものは十億七千五百フランであり、其中また五千萬フランは1926年7月に於て大藏省證券償還に充てられた。

するといふやうなことがなくなるやうにならなければいけない。要するに、政府が貸付金を償還し国立銀行が兌換を開始する以上は、政府は紙幣發行に關しては専ら国立銀行をして之に當らしめ、濫りに之に干渉することは避けなければならない。

この政府に對する銀行の貸付金の償還に關しては、謂ゆる實際上の償還と數字上の償還とが考へられる。實際上の償還は、結局は租税によつて行はれるのであるが、その實は通貨を減少せしめ、下落せる紙幣の價値を上げるのを目的とする謂ゆる通貨縮少である。この種の政策は、今日廣く人の知るところであり、其の功罪も亦云爲し盡されてゐるところである。

更に數字上の償還に關しては、その實は、單なる數字上の作用に歸着せしめるものであつて、即ち金準備の評價引上げによつて生ずる數字上の餘剰を算出することである。

この償還方法に就いて、ベルギーが採用したところのものは、如何なるものであつたかといふと、以上述べた二つの方法の組合せであつて、即ち一九二六年十月二十五日の勅令によつて認められたところの、同年十月十八日の協定が即ちそれである。これによれば、⁷⁾

一、ベルギー国立銀行の正貨準備は、新たに定めた貨幣價値に従つて、評價引上げが行はれる。かくて正貨準備の評價引上げから生ずる貸方の増加分は、同銀行から政府に納められる。政府はかくの如くして得た金額中六億フランは、同銀行よりの貸付金擔保たる大藏省證券に對するものとして控除する。この六億フランは、更に短期外債償還に必要な手形買入に充てられる。

二、政府はフラン安定を目的として借入れた外債九千萬弗を、償還名義の下に国立銀行に讓渡

する。國立銀行は、政府に對して、この外債上の負擔を輕減せしめるために、讓渡された外債の投資利益は之を國庫に納める。

三 國立銀行新制度

ベルギー國立銀行制度は、一九二六年十月二十五日の勅令に依つて、全くその面目を改めた。この勅令の規定に關する研究は、貨幣制度改正の實施が、同銀行に委任されてゐるので、その關係するところ極めて大である。

今改正以前の制度に就いて述べると、ベルギー國立銀行の創立は、一八五〇年五月五日の法律に依る。その規定によれば、同銀行は紙幣發行額の三分の一に等しい正貨準備を有し、その紙幣に對する兌換は或は金、或は銀を以て行ひ且つ、其の何れによるかの選擇上の自由を有つてゐた。

次に同銀行新制度について見る。抑も、紙幣發行上の特權は、一八五〇年に於ける同銀行創立に關する法律の定むるところであつたが、一八七二年及び一九〇〇年に於いて更改せられ、一九二八年を以て其の期限としてゐた。然るに政府は、戰後國力恢復の上に於いて、國立銀行の協力の缺くべからざるものあるを思ひ、其の期限を更に一九五二年十二月三十一日迄延長したのである。

次に新制度に於いて注目すべきことは、國立銀行の管理並びに資本金の増加に關する問題であ

る。

先づ同銀行の管理から述べると、理事會及び監事會の組織變更に關する規定には、著しい問題はない。唯だ一つ注意すべきことは、農業、工業、商業及び勞働者の集團的利益を代表するものにして株主總會によつて選任された三委員を、監事會に加へたことである。國立銀行の業務は、一人の政府委員によつて監督せられ、總裁は國王の任員するところである。

更に増資に關する新規定によれば、資本金は五千萬フランより二億フランに増加せられ、從つて新資本金は、一株千フランなる株式、二萬株より成つてゐる。この増資は、フランの價值下落と密接の關係があるのであるが、増資差額一億五千萬フランは、次の方法によつて求められた。即ち、

- 一、資本金に對する積立金五千萬フランの繰入、
 - 二、五千萬フランを限度として、同銀行不動産の評価引上、
 - 三、五萬株の株式募集による五千萬フラン、
- これである。

次に國立銀行の取扱業務の方面に於ては、同銀行取扱業務の種類が、嚴重に制限されてゐる。同銀行の正貨準備に影響するやうな虞ある商工業的業務は、斷然禁止されある。

國立銀行は、政府の金庫出納者である。このほかまた政府保證の下に、貯蓄及び恩給に關する本金庫の業務をも取扱ふ。

更に認可業務と禁止とを一覽するに、認可業務は、勅令第十一條に於て列擧されてゐる。今これを擧げると次の如くである。

第十一條、銀行の業務は左のものから成る。

一、爲替手形其他の手形にして、其目的が商業取引たるもの、及び定款の定むる限りに於ける大藏省證券を割引し、又は買入れること

農業者に依るところの、又は農業者に對するところの、家畜、農産物、肥料、種子、收穫物及び一般に其の業務遂行に關する商品の賣買をなすことは、此の規定の適用として商業取引と見做す、

二、外國に於いて外國手形を再割引すること、其の手形を擔保として供託すること、同銀行の手形及び之に關する割引並びに貸附について保證すること、外國に於いて財産を取得し信用を求めること、

三、地金銀の取引をすること、

四、地金銀又は金銀貨を擔保として、貸附を行ふこと、

五、個人又は會社によつて委託された手形の取立を引受けること、

六、現金及び預金、有價證券、貴金屬並びに金銀貨幣を受入れること、

七、最後に、國債又は政府及び植民地によつて保證された其他の有價證券並びにリュクザンブル大公國の同種有價證券を擔保とし、銀行當局と監査役との合議によつて一定の時期を定めて

決定したる限度及び條件に於いて貸附を行ふこと、

禁止業務に就いては、第十二條に於いて規定されてゐる。同條によれば、第十一條によつて規定された以外の其他の業務に従事し、且つ直接又は間接に認可せられざる業務を取扱ふことを、明かに禁じてゐる。尙ほ國立銀行は、第十一條第二項によつて規定された場合を除くはかは、借入れをなすことを得ず、また抵當により或は工業會社株式の擔保によつて貸附を行ふことを得ない。但し適法によつて發行されたベルギー國立鐵道會社の優先株は之を除く。同銀行はまた同銀行の株式に對して、貸附を行ふことを得ない。またその買戻をすることもできない。

國立銀行は、直接たるの間接たることを問はず、商工業企業に參加し、又は地金銀取引以外の商取引に従事することを禁止されてゐる。また其の銀行業務に是非とも必要なる外の不動産を取得することも同様である。

次に新制度による兌換券發行規定を見ると、銀行の發行する兌換券は、勿論無記名であつて、其の金額は兌換の容易な額を以て、示されてゐる。この發行規定に關して特に注意すべきことは、銀行の必要とする發行準備に關する問題及び五並びに二十フラン小額紙幣の回收に關する問題である。まづ發行準備からのべる。

一九二六年十月二十五日の勅令により、國立銀行は金又は容易に金とすることを得る外國手形を、兌換準備として所有する必要がある、少くも發行額の四十パーセントに及ぶ準備をすることを要し、其の準備は其の發行額に對する最低三十パーセントをば金を以てすることが必要であ

9) ベルギー國立鐵道會社は謂ゆる鐵道の産業化によつて生じたるものであり、政府の財政整理に大いに貢獻した其の優先株 100億フランは減債基金に用ひられた、詳細は L. Frank, La Stabilisation monétaire en Belgique, p. 76-88 參照

る。

国立銀行は、其の金準備を貨幣價值安定後、更に十分にしなければならなかつた。この目的のために、外債の一部が充てられ、更にベルギー・コンゴに於けるキロ及びモト金山との契約により、金の買入をなし、以て準備を逐次に増加して行つた。¹⁰⁾かくて一九二七年五月に於ける国立銀行の擔保は四十パーセントを遙かに越えてゐた。

一九二七年四月二十八日の貸借對照表によると、国立銀行に於ける一覽拂支拂債務額は、一、九
九一、二九三ベルガ（九、九五六、四六五千フラン）に達して居り、其の内譯は次の如くなつてゐ
る。¹¹⁾

(單位千ベルガ)

流通紙幣……………一、八七八、一五六

國庫現金勘定……………一七、五四〇

個人現金勘定……………九五、五九七

金準備は總計に於いて、一、〇六七、一五九、千ベルガに達してゐるが、其の内譯は次の如くであ
る。¹²⁾

(單位千ベルガ)

金……………六三四、五八九

外國手形……………四三〇、七六九

銅貨其他……………一、八〇一

10) ベルギー、コンゴの金山と国立銀行との間に結ばれた契約の結果、キロ、モ
トの金1927年3月1日後国立銀行、對し、専ら賣却され、それは、1917年
アンゲエルス駐在のベルギー政府と結ばれた協定により、ベルギー、コンゴ
の金は専ら倫敦市場に賣られた
11) H. Fournier, op. cit. p. 170

従つて金準備率は五三、六パーセントである。

發行紙幣に關する最高額は規定されてゐない。此の點に就いて、國立銀行が割引及び貸附の異常の増加によつて兌換券の發行を著しく増加せしめることがあるのではないかといふ虞を生じ、この最高額を、八十五億とすべしと謂ゆる最高額發行法を説く論者もあつたが、(アンシオーの如き)大勢は之に反對し、勅令に於いては已に述べたやうに、最高額に關する規定はない。

次には五及び二十フラン小額紙幣の回収であるが、之は主に政府のなすところである。政府は、政府の勘定に於いて、この回収をしたのであるが、その目的は將來之に對して補助貨幣を以て換へんとするにあつた。併し、この結果、國立銀行發行の紙幣は約七億を減じたのである。將來に於いては、小額紙幣の代りに補助貨幣を必要とすることは云ふまでもないが、實際には舊國立銀行紙幣と交換され、依然として流通してゐる。

この小額紙幣の擔保として、政府は國立銀行に略々同額の擔保を入れてゐるから、従つて國立銀行の擔保の總額は、この回収によつて減じてはゐない。尙ほ國立銀行は、政府に對して其の銀準備を讓渡してゐるが、政府はこの銀の取得によつて五及び二十フランの補助銀貨を造るものと云はれてゐる。其の讓渡價格は市價を以て行はれたが、此の補助貨幣に關する規定に就いては、今日未だ知られてない。

最後に殘る問題は、利益配當に關してである。之に就いてまづ注目すべきは、従來行はれてゐた國立銀行賦課金中次きの二つが廢されたことである。其の一は、二億七千五百萬フランを越え

て紙幣の發行が行はれる時に課せられる二分一パーセントの發行税であり、今一つは、州金庫費用に對して國立銀行に課せられる賦課金である。従つて今日尙ほ残つてゐるところのものは政府に對する國立銀行の利益配當のみである。

利益の配當は新制度と舊制度とに就いて、勿論相違がある。舊制度に於いては、株主に對してまづ、四パーセントに達するまで、第一配當をなし、其の利益の残高あるときはその二十五パーセントを國庫に、十パーセントを積立金に、四パーセントを理事に、一パーセントを監事に配當し、殘額は更に之を第二配當金として株主に配當するのである。

然るに新制度によると、株主に對する第一配當金は、六パーセントに達する迄之を行ふ。(従つて第一配當金の總額は、六パーセントとして、拂込資本金二億フランに對しては、一千二百萬フランであるが、前制度によれば、拂込資本金五千萬フランに對して第一配當金は四パーセントとして、二百萬フランで足りるわけである。)尙ほ殘額がある時は、その十パーセントは積立金に、六パーセントは特別融通資金に充て、その殘額の五分の三は政府に對して納め、五分の二は第二配當金として株主に配當するのである。¹³⁾

政府に對する利益配當は、其の目的前述の賦課金の廢止を補償するにある。併し、第一配當金は舊制度の二百萬フランに對して、一千二百萬フランに達し、しかも各種の控除金が、株主及び政府に對する配當に先きだつて行はれるいふことは、この改造に於ける難點である。

13) H. Fournier op. cit. p. 173-714

四 貨幣制度改正の國立銀行貸借對照表に

及ぼせる影響

以上述べたところを綜合する意味に於いて、ベルギーに於ける貨幣價值安定の前後に於ける國立銀行貸借對照表を吟味してみやう。こゝにあげたものは、一九二六年七月二十九日の貸借對照であつて、政府に對する貸付金が之を示してゐるやうに、當時危險に陥れる財界の状態を示す對照表ともいふべきものである。

ベルギー國立銀行貸借對照表

(一九二六年七月二十九日)¹⁴⁾

貸 方

(單位千フラン)

正貨準備	元一、三三七
金	三三三、八六五
外國手形及在外正貨	三〇、三三〇
銀銅貨	七、三九
手形	一九九、三六四
ユルレス保證預金手形	二六、二七
公債	四九、九四
積立有價證券	六〇、二七
ベルギー公債に對する貸付	五四五、一四
一九一九年十一月十四日の法律施行		

により政府によつて行はれた各州聯合公債..... 六〇、〇〇〇

一九一九年十月十四日の法律施行に

より政府貸付金に對するベルギー大

藏省證券..... 五、一〇〇、〇〇〇

一九二六年五月十九日の法律施行

による引受大藏省證券..... 一、〇七五、〇〇〇

不動産..... 四、三九

不動産償還公債..... 一八、八〇

定款第三十九條による有價證券..... 五、九一

總計..... 九、八七、三〇四

14) H. Fournier, op. cit. p. 175

借 方

	(單位千フラン)	
資本金	50,000	公金預金
コルレス保証手形預金	6,127	外債償還基金
發行紙幣	8,353,300	特別勘定
積立金	6,313	國庫現金預金
交互計算	6,610,511	其他
		總計
		9,873,304

此の後に於いて八月一日には、大藏省證券の整理が行はれ、ベルギーフランの爲替相場は改善された。國立銀行は、引き続き外國手形の買入に努め、その結果八月には、貸借對照表に於いて、『内國及外國手形』といふ勘定科目が現はれる、といふほどになつたのである。この勘定科目の金額は、其後九月及十月に於いて引續いて増加した。しかもその間、九月末日に於いては一千五百萬弗の外債償還さへ行はれた。十月二十一日には、八億八千萬フランに達し、その對稱として借方に於いて發行紙幣の高が、九十四億六百萬フランに達した。この外國手形の増加と發行紙幣の高との間には、いつも興味ある相關々係が示されてゐた。

其他の諸科目に於いては、著しい變化はない。唯注目すべきは『一九二六年五月十九日の法律施行による引受大藏省證券』といふ科目に於いて、五千萬フランの減少を見たことである。この政府貸附金の減少は、内債償還に充てられたものであつて、已に述べたところであるが、此の償還が外債の償還に先んじて行はれたことは、公債償還順序上、問題とされてゐる。

の割合に換算すると、十九億一千百萬フランになるが、この數字と右の貸借對照表中の金二十七億九千六百萬フランに比較すれば、約九億フランの相違があるのであつて、つまり國立銀行は十月二十一日から二十八日に至るまでの一週間に、約九億フランの金を買入れたことになる。

外國手形及準備金は、二十四億六百萬フランに達してゐるが、これは貨幣價值安定のために借入れた外債にして、金買入れには用ひられなかつた分である。

政府貸附金たるベルギー大藏省證券は、正に二十億フランに達して居り、同銀行が認可せられた最高限度である。

増資の結果、積立金の科目がなくなり、更に不動産の科目が九千八百萬フランに達してゐる。積立金の約五千萬フランが資本金勘定に繰入れられたること、及び不動産の評價引上より生じた五千萬フランが同じく資本金勘定に繰入れられたことについては、已にのべたところである。

擔保の總額は百億三千三百萬フラン、正貨準備は五二パーセントに達した。尤も金との割合は、二八パーセントに過ぎない。

五 結 言

以上ベルギーの貨幣價值安定に際して、ベルギー國立銀行に起つた制度の改正について採用された手段の概要を述べた。其後このベルギーの事情は、フランスに最も強き印象を與へた結果、近く本年六月廿四日を以て金本位案はその上下兩院を通過し、フランスも亦其の跡を逐うて

金本位に復歸した。實にベルギーに於いてはこのために、朝野擧つて努力を致したのである。一方その時期の尙早なることを説いて之に反對したのも、一度その決定を見るに至つては、俱にその維持完成に努力を盡したのであつて、そのために其後着々として効果をあげられ、『ベルギーに於ける通貨安定後の一年間』なる、ミツチエルの報告は、此の間の消息を示してゐる。¹⁵⁾それによれば、かくもベルギーを苦しめたところの『流動公債は清算完了に近づき、租税収入は増加した、またベルギー國立銀行の状態は改善せられ、金融は平穩に貯蓄は増加した。殊に外債發行はなくなり、外國貿易は改善せられ、石炭業以外の諸工業の地位は維持又は改善せられ、殊に通貨の安定は生活費及生産費を暴騰せしめざるやの危惧は全く危憂に歸してしまつた』といはれて居り、社會主義者も亦一時その鳴りを靜めてゐるほどである。

我が國に於いても金解禁の聲の高いのと共に、この金解禁の樞軸として働く日本銀行に關しては、或は其の組織について、或は其の制限について、屢々論せられてゐる。しかしすでにのべたやうに、ベルギーに於いては、専らベルギー國立銀行の政府に對する貸付金によつて其戰時並に戰後の収入不足を補つた結果、當然陥るべき難點、即六十七億フランといふ巨額の貸付金の發生といふことになり、かくてベルギーの更生といふものは、一にこの莫大な政府貸付金が如何にして處分せられるかにかゝつてゐたのであるが、この點はかくの如き性質の貸付金を有せず、しかも發行紙幣に近い正貨を保持する我國と全く事情を異にするのである。にもかゝはらずベルギーは敢然其金本位への途を進んだ。そしてかくの如き成績をあげた。この點我國の將に猛省すべきところであらう。

15) M. Mitchel, 白耳義通貨安定後一年間 (Commerce Reports, 1927.) (大藏省調査月報第十八卷第二號所載)